

第 1 回 敦賀市議会会議目録

議案番号	事 案 名	頁
第 1 号議案	令和 4 年度敦賀市一般会計補正予算（第 1 2 号）	1
第 2 号議案	令和 4 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部）特別会計補正予算（第 2 号）	71
第 3 号議案	令和 4 年度敦賀市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	93
第 4 号議案	令和 4 年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）	113
第 5 号議案	令和 4 年度市立敦賀病院事業会計補正予算（第 3 号）	127
第 6 号議案	令和 4 年度敦賀市水道事業会計補正予算（第 3 号）	133
第 7 号議案	令和 4 年度敦賀市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	141
第 8 号議案	令和 5 年度敦賀市一般会計予算	1
第 9 号議案	令和 5 年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算	13
第 10 号議案	令和 5 年度敦賀市国民健康保険（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計予算	17
第 11 号議案	令和 5 年度敦賀市介護保険特別会計予算	27
第 12 号議案	令和 5 年度敦賀市産業団地整備事業特別会計予算	31

議案番号	事 案 名	頁
第 13 号議案	令和5年度敦賀市後期高齢者医療特別会計予算	35
第 14 号議案	令和5年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算	39
第 15 号議案	令和5年度市立敦賀病院事業会計予算	43
第 16 号議案	令和5年度敦賀市水道事業会計予算	47
第 17 号議案	令和5年度敦賀市下水道事業会計予算	51
第 18 号議案	敦賀市個人情報保護に関する法律施行条例制定の件	1
第 19 号議案	敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	7
第 20 号議案	敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	11
第 21 号議案	敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件	15
第 22 号議案	敦賀市国民健康保険条例の一部改正の件	19
第 23 号議案	敦賀市立学校設置条例の一部改正の件	21
第 24 号議案	指定管理者の指定の件	23

議案番号	事 案 名	頁
第 25 号議案	学齡児童及び学齡生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託の廃止に関する協議の件	25
第 26 号議案	市道路線の廃止の件	27
第 27 号議案	市道路線の認定の件	31
第 28 号議案	調停の件	37
第 29 号議案	和解の件	39
報告第 1 号	専決処分事項の報告の件 (令和4年度敦賀市一般会計補正予算(第11号))	41
報告第 2 号	専決処分事項の報告の件 (損害賠償の額の決定及び和解)	55

第 18 号 議 案

敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業の管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写し等の交付により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写し等の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(敦賀市情報公開・個人情報保護審議会への諮問)

第4条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、敦賀市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成11年敦賀市条例第16号）第1条に規定する敦賀市情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第5条 市長は、毎年度、各実施機関における法の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(敦賀市個人情報保護条例の廃止)

第2条 敦賀市個人情報保護条例（平成11年敦賀市条例第15号）は、廃止する。

(敦賀市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の敦賀市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第4条の規定によるその職務に関連して知りえた旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 この条例の施行の際現に旧条例第2条第7号に規定する受託者（以下「旧受託者」という。）である者若しくは受託業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧受託者であった者若しくは受託業務に従事していた者に係る旧条例第5条第2項の規定による受託業務上知りえた旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に旧条例第14条若しくは第14条の2の規定による請求又は旧条例第22条の規定による是正の申出がされた場合における開示・訂正等又は是正の申出に対する処理（これらに係る旧条例第21条に規定する費用負担を含む。）については、なお従前の例による。

4 第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第5条第2項の規定による義務に違反して、個人の秘密をこの条例の施行後に漏らした者は、30,000円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務事業に関して前項の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。
6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(敦賀市情報公開条例の一部改正)

第4条 敦賀市情報公開条例(平成11年敦賀市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

第2条第3号を削り、同条第4号中「、水道事業及び下水道事業の管理者並びに病院事業管理者」を「及び地方公営企業の管理者」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条第1項中「個人情報」を「個人に関する情報」に改める。

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(

平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(敦賀市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第5条 敦賀市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成11年敦賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 敦賀市情報公開条例(平成11年敦賀市条例第14号)の運営及び改善に関する重要事項について審議、答申すること。
- (2) 敦賀市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年敦賀市条例第 号)第4条の規定に基づく諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について審議、答申すること。
- (3) 敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年敦賀市条例第 号)第50条の規定に基づく諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保について審議、答申すること。

(敦賀市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 敦賀市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年敦賀市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 敦賀市情報公開条例(平成11年敦賀市条例第14号)第17条

第1項の規定に基づく諮問に応じ、審査請求について審査、答申すること。

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問に応じ、審査請求について審査、答申すること。
- (3) 敦賀市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年敦賀市条例第 号）第45条第1項の規定に基づく諮問に応じ、審査請求について審査、答申すること。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定める必要があるので、この案を提出する。

第 19 号 議 案

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の件

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 瀧 上 隆 信

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

敦賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼

児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 20 号 議 案

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

敦賀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

第 21 号 議 案

敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正の件

敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

敦賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年敦賀市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、この案を提出する。

第 22 号 議 案

敦賀市国民健康保険条例の一部改正の件

敦賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例

敦賀市国民健康保険条例（昭和34年敦賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「420,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の敦賀市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の被保険者の出産に係る出産育児一時金について適用し、この条例の施行の日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令等の一部改正に準じ、国民健康保険における出産育児一時金の額を引き上げたいので、この案を提出する。

第 23 号 議 案

敦賀市立学校設置条例の一部改正の件

敦賀市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 湊 上 隆 信

敦賀市条例第 号

敦賀市立学校設置条例の一部を改正する条例

敦賀市立学校設置条例（昭和46年敦賀市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表敦賀市立常宮小学校の項、敦賀市立西浦小学校の項及び敦賀市立西浦中学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（敦賀市立学校使用条例の一部改正）
- 2 敦賀市立学校使用条例（昭和53年敦賀市条例第33号）の一部を次のように改正する。
別表常宮小学校の項及び西浦小（中）学校の項を削る。

提案理由

敦賀市立常宮小学校、敦賀市立西浦小学校及び敦賀市立西浦中学校を廃止したいので、この案を提出する。

第 24 号 議 案

指定管理者の指定の件

次のとおり敦賀市公設地方卸売市場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 敦賀市公設地方卸売市場
- 2 指定管理者となる団体の名称 敦賀合同青果株式会社
- 3 指定管理者となる団体の所在地 福井県敦賀市古田刈 6 6 号 1 3 0 3
番地の 1
- 4 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

提案理由

敦賀市公設地方卸売市場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

第 25 号 議 案

学齡児童及び学齡生徒に係る教育委員会の権限に属する事務
の委託の廃止に関する協議の件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定に基づき、学齡児童及び学齡生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の美浜町への委託を廃止することについて協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

敦賀市と美浜町の中の学齡児童及び学齡生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託に関する規約を廃止する規約

敦賀市と美浜町の中の学齡児童及び学齡生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の委託に関する規約は、廃止する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

白木1丁目及び白木2丁目の区域内にある学齡児童及び学齡生徒に係る教育委員会の権限に属する事務の美浜町への委託を令和5年3月31日をもって廃止することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、この案を提出する。

第 26 号 議 案

市道路線の廃止の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、
次の市道の路線を廃止する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

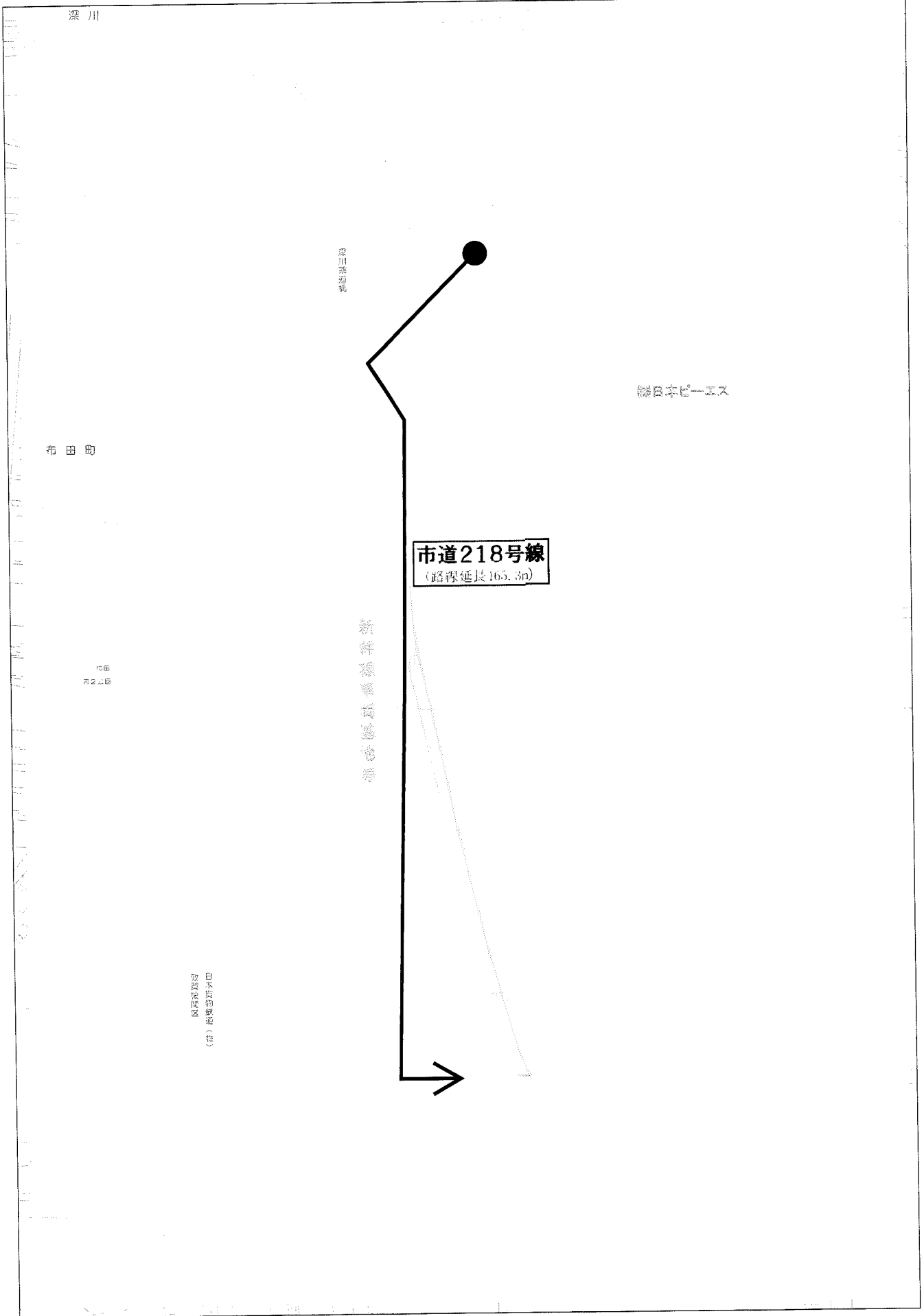
整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
737	218号線	津内72号 3番7	谷口43号 1番2	m 465.3	m 5.8~10.3

提案理由

北陸新幹線車両基地等の建設に伴い、市道の路線を廃止する必要がある
ので、この案を提出する。

位置図

廃止



第 27 号 議 案

市道路線の認定の件

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次の路線を市道に認定する。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

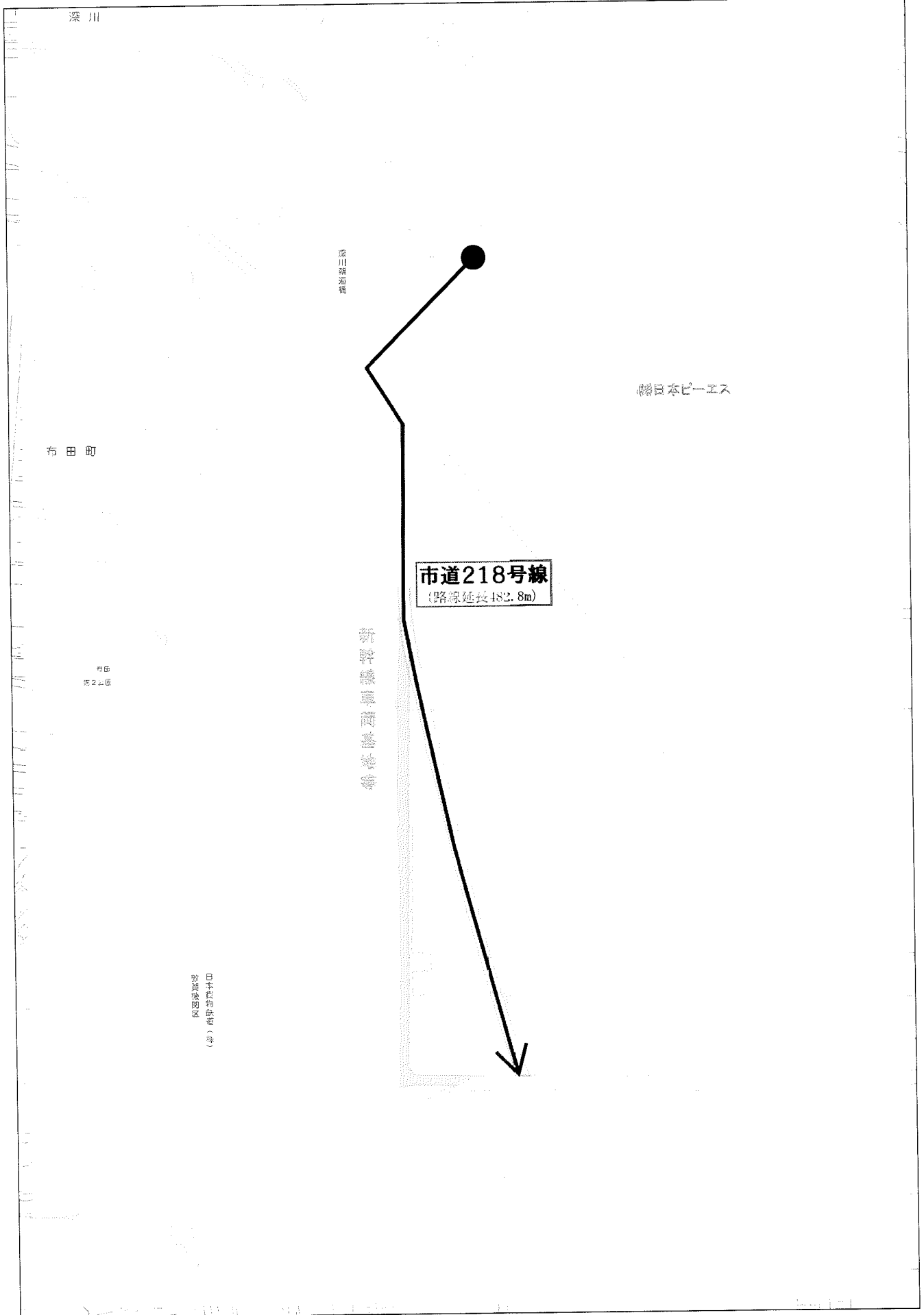
整理番号	路線名	起 点	終 点	延長	幅 員
737	218号線	津内72号 3番7	津内60号 16番1-2	m 482.8	m 5.8~10.3
2022	中10号線	若泉町 9番9	中29号 5番1	77.2	7.9~12.0
2023	原9号線	原21号 12番	原21号 16番	59.9	8.0~8.0

提案理由

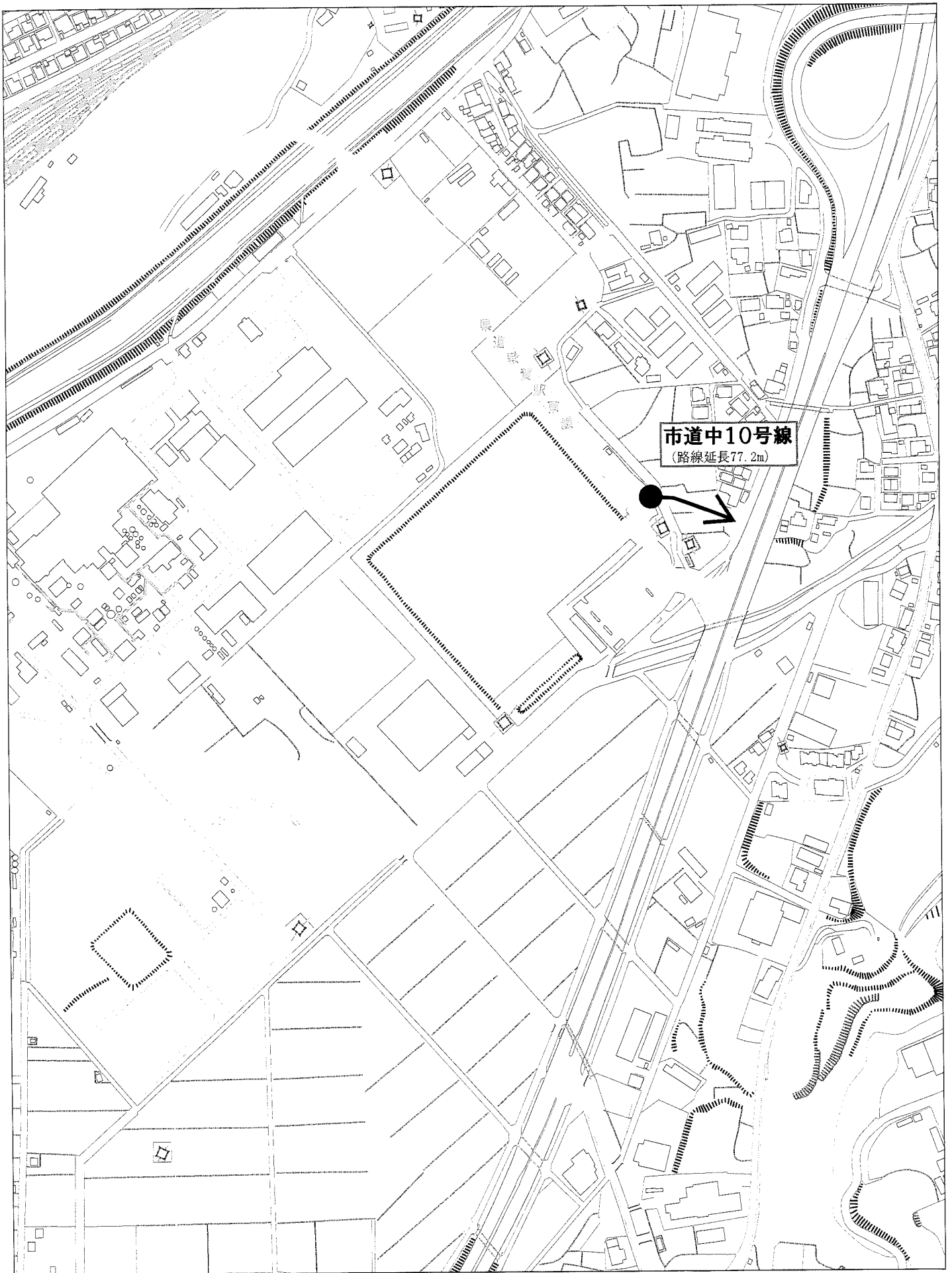
北陸新幹線車両基地等の建設、県道敦賀駅東線の新設及び道路改良事業に伴い、路線を市道に認定する必要があるため、この案を提出する。

位置図

認定



位置図



位置図

府 本 局

永大産業橋

市道原9号線
(路線延長59.9m)

太平電業橋

橋ヶマガタ

町本路

町本路

市道原9号線

市道原9号線

市道原9号線

町本路

市道原9号線(延長59.9m)

第 28 号 議 案

調停の件

次のとおり、土地売買契約に係る損害賠償を求める調停に関して和解を成立させたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 瀧 上 隆 信

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 事件の概要

令和 3 年 3 月に本市が締結した敦賀市きらめきスタジアム駐車場用地に関する相手方との土地売買契約について、本市による本件土地の買取りが、公有地の拡大の推進に関する法律第 6 条に規定する協議に基づく土地の買取りに該当し得るにもかかわらず、本市職員の説明不足により、相手方が租税特別措置法第 34 条の 2 の規定に基づく譲渡所得の特別控除の適用を受けることができなかつたため、本市にその損害の賠償を求め、敦賀簡易裁判所に調停の申立てを行ったものである。

3 調停の内容

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として、金 149 万 5400 円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、(1)の金員を相手方の指定する金融機関口座

へ振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は本市の負担とする。

- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本調停条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。

提案理由

土地売買契約に係る損害賠償を求める調停に関して和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、この案を提出する。

第 29 号 議 案

和解の件

次のとおり、土地売買契約に係る損害賠償請求に関して和解したいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 事案の概要

令和 3 年 3 月に本市が締結した敦賀市きらめきスタジアム駐車場用地に関する相手方との土地売買契約について、本市による本件土地の買取りが、公有地の拡大の推進に関する法律第 6 条に規定する協議に基づく土地の買取りに該当し得るにもかかわらず、本市職員の説明不足により、相手方が租税特別措置法第 34 条の 2 の規定に基づく譲渡所得の特別控除の適用を受けることができなかったため、本市にその損害の賠償を求めたものである。

3 和解の内容

- (1) 本市は、相手方に対し、本件解決金として、金 123 万 7800 円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、(1)の金員を相手方の指定する金融機関口座

へ振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は本市の負担とする。

- (3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

提案理由

隣地における損害賠償を求める民事調停の調停案を踏まえ、土地売買契約に係る損害賠償請求に関して和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、この案を提出する。

報告第1号

専決処分事項の報告の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年2月22日 報告

敦賀市長 淵上隆信

専決第2号

市長専決処分の件

令和4年度敦賀市一般会計予算の補正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年2月7日 専決

敦賀市長 淵上隆信

令和4年度敦賀市一般会計補正予算（第11号）

令和4年度敦賀市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ93,013千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,067,044千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
57 繰越金		907,709	93,013	1,000,722
	5 繰越金	907,709	93,013	1,000,722
歳入合計		44,974,031	93,013	45,067,044

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
24 土木費		4,678,140	93,013	4,771,153
	10 道路橋りょう費	861,590	93,013	954,603
歳 出 合 計		44,974,031	93,013	45,067,044

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
24 土木費	4,678,140	93,013	4,771,153
歳出合計	44,974,031	93,013	45,067,044

2 歳 入

(款) 57 繰越金
(項) 5 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
57		繰越金	907,709	93,013	1,000,722
	5	繰越金	907,709	93,013	1,000,722
		3 繰越金	907,709	93,013	1,000,722

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 繰越金	93,013	1 繰越金

3 歳 出

(款) 24 土木費
(項) 10 道路橋りよう費

24	10	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	4,678,140	93,013	4,771,153		93,013
		道路橋りよ う費	861,590	93,013	954,603		93,013
	3	道路維持費	419,221	93,013	512,234		93,013

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	93,013	1 道路除雪費 委託料	93,013 (93,013)

報告第2号

専決処分事項の報告の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年2月22日 報告

敦賀市長 淵 上 隆 信

専決第1号

市長専決処分の件

市公用車の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月10日 専決

敦賀市長 淵上 隆 信

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金47,200円

3 事故の態様

令和4年8月2日午後2時30分ごろ、敦賀市中県道余座若葉線において、市職員が運転する公用車が、道路左側に寄りながら減速していた相手方車両を追い越しする際、相手方車両が急に右折してきたため、相手方車両の右前部と公用車の左後部が接触した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。

